

文 政 第 3 0 3 号  
平成 1 4 年 5 月 1 7 日

沖 縄 県 知 事 殿

沖 縄 県 知 事  
稲 嶺 恵 一

与那国空港拡張整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見について

環境影響評価法第 1 5 条に基づき、平成 1 3 年 1 1 月 2 7 日付け土空第 6 5 号により送付されたみだしの環境影響評価準備書について、同法第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

## 与那国空港拡張整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

与那国島には、ヨナグニサンやカグラコウモリ等の貴重な動物種が生息し、県指定の自然環境保全地域が3ヶ所存在することから、県内においても特に自然環境の保全が望まれる地域である。また、与那国島は、その面積が30km<sup>2</sup>程度の小島であることから、環境容量が小さく脆弱な自然環境であることについても配慮しなくてはならない。

当該事業実施区域については、県が策定した「自然環境の保全に関する指針」において、滑走路を延長する空港の東側陸域が「自然環境の保護・保全を図る区域」であるランク、事業実施区域前面の海域が「自然環境の厳正な保護を図る区域」であるランクと評価されている。特に、空港東側の陸域には、植生自然度の高いイソマツ - モクビャクコウ群落が存在し、本事業の実施に伴って埋立てられる海域及びその周辺海域は、比較的良好なサンゴ類の生息域となっていることから、本事業の実施に当たっては、沿岸域の環境の保全について十分な対策を講じる必要がある。

以上のことを踏まえ、下記の事項に基づき当該環境影響評価準備書の修正を行って環境影響評価書を作成し、その過程において環境保全措置を十分に検討して環境への負荷を事業者として可能な限り低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の対策を講じられたい。

### 記

#### 【総括的事項】

1. 滑走路を拡張する当該計画地の東側については、植生自然度が高く、イソマツやモクビャクコウ等の貴重な植物種が確認されていること、また、これらの植生の改変により景観が大きく変化することから、拡張する滑走路の詳細な実施設計の際には、環境への影響が最も小さくなるよう配慮すること。
2. 環境影響の評価について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避、低減されているか、又は必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかの評価が行われていない項目があることから、それらの項目について評価を追加すること。
3. 当該準備書における環境への影響の予測及び評価は、既存の調査結果を活用してのものであるが、自然環境の状態はほぼ一定であっても全く変化がないということはなく常に変化しているものであることから、予測の不確実性の程度が大きいと考えられる。  
以上のことから、当該事業の実施が環境へ与える影響については、既存の調査結果を活用することの妥当性を十分に説明しながら予測を行うとともに、予測の不確実性の程度が大きいことを考慮して評価を行い、その結果に応じて事後調査の内容を再度検討すること。
4. 滑走路を東側に拡張することによって影響を回避した文化財の価値及び評価について記述すること。

#### 【大気環境関係】

5. 大気質に係る予測に当たっては、拡散の予測結果に応じて、地域を代表する地点だけでな

く、特に影響を受けるおそれがある地点における予測についても追加して実施すること。その際の予測条件については、重機投入計画及び工事工程を詳細に示した上で、予測時期を再度検討し、その時期の風向・風速及び汚染物質量を設定すること。

6．道路交通騒音への影響について、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値を用いて評価しているが、当該地域の住居等の存在状況及び航空機騒音の評価において第一種地域（専ら住居の用に供される地域）の環境基準を適用していることを考慮すると、道路交通騒音の評価は、「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の環境基準値を用いて行うこと。

7．大気質及び道路交通騒音への影響の予測に当たっては、資材搬入計画を詳細に示した上で発生交通量を再度検討し、必要に応じて予測及び評価をやり直すこと。なお、その際は、土砂運搬車両と資材搬入車両のそれぞれの発生交通量を明らかにすること。

8．航空機騒音の影響をWECPNL（加重等価感覚騒音レベル）により予測しているが、ピーク騒音レベルによる予測及び評価についても追加すること。その際は、ピーク騒音レベルの波形データについても示すこと。

#### 【水環境関係】

9．桃田原川の河口が埋め立てられることに伴う水質への影響の予測について、工事中の河川切り回しや飛行場の存在による河川の付け替え（樋門）によって、河川水の流出位置が変更され河口の幅が狭まることや、降雨時の河川水の流出速度が変化することが考慮されておらず、また、海域での濁水の動態は、長期に渡る多項目同時観測なしにはモデル化は難しいが、当該河川が通常枯れ川の状態の情報蓄積が行われていないことから、予測の不確実性の程度が大きいと考えられるため、工事中及び供用後における海域での塩分濃度について事後調査を実施すること。また、詳細な実施設計の際には、樋門の大きさ等について複数案を比較検討すること。

#### 【土壌環境関係】

10．埋立区域で確認されている県内でも貴重な有孔虫で形成されているビーチロックの保全措置について、工事着工までに詳細な調査を行い、関係機関と協議して検討することであるが、詳細な調査においては、形態、構成物質、形成時期、発達段階、形成位置等について調査するとともに、将来において再度検証できるよう、その調査結果と併せ、現物の保存・保管等の対策を検討し、より具体的な内容を示すこと。

#### 【自然環境関係】

11．供用後の鳥類の影響について、当該計画地及び周辺域において希少な鳥類が確認されていることや、バードストライクの防止措置は確立されたものがなく環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、供用後におけるバードストライクの事後調査の実施を検討すること。

また、環境保全措置についても、再度十分に検討すること。

12．オカヤドカリ類への環境保全措置として、工事前及び工事中にトラップ等で捕獲して速や

かに区域外の適した環境に放逐するとしているが、放逐を行う地域及びその場所を選定した理由を示すとともに、その地域の環境状況及び生態系の状況を考慮して、環境保全措置の実施に伴い放逐先において生ずるおそれがある環境への影響について明らかにすること。

また、オカヤドカリ類の環境保全措置としてアダンの移植を検討することであるが、移植を行う場合には、移植する場所及び方法について示すとともに、移植後の生育状況について事後調査を実施すること。

13. イソマツ、モクビャクコウ、ヤエヤマラセイタソウ、イソマツ - モクビャクコウ群落に対する影響については、再度、予測及び評価をやり直すこと。

また、対象事業実施区域内においてハリツルマサキ、ヤエヤマスズコウジュを発見した場合には、その環境保全措置として区域外の類似環境への移植を検討することであるが、移植を行う場合には、移植する種毎に移植する場所及び方法について示すとともに、移植後の生育状況について事後調査を実施すること。

14. 生態系への影響については、方法書についての知事意見に沿って再度予測をやり直すとともに、それに伴って評価についてもやり直すこと。

また、生態系に係る調査すべき情報の選択について、同知事意見に基づいてどのような調査すべき情報を選択したのかを明記すること。

#### 【人と自然との豊かな触れ合い関係】

15. 景観への影響については、東側に滑走路を延長することに伴う海岸植生の変化や埋立地の存在による景観の変化を考慮して、再度評価をやり直すこと。その際は、埋め立てによって消失するトゥグル浜についても景観資源として検討し、必要に応じて当該砂浜の景観が消失することの影響も予測及び評価を行うとともに、方法書に対する知事意見において述べている圍繞景観の状況等についても記載すること。

16. 人と自然との触れ合い活動の場への影響については、具体的な利用者数等を示した上で予測及び評価を行うこと。

#### 【環境への負荷関係】

17. 廃棄物等の工事中の影響については、アダン等の在来種の移植の検討の結果を示した上で、移植を行う場合と行わない場合の想定される廃棄物発生量を比較検討することにより予測及び評価を行うこと。

また、供用後の「廃棄物等」を環境影響評価項目として選定することについては、一般廃棄物最終処分場の状況をも考慮して検討すること。

#### 【事後調査】

18. 沖縄県環境影響評価条例第49条第2項の規定により、同条例で規定する事後調査の手続きが法対象事業についても準用されることから、事後調査の結果の公表方法の記載は、同条例に基づいて実施する事後調査の手続きとすること。